

国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の
 利子の損金不算入額の計算及び銀行等の資本に係る負
 債の利子の損金算入額の計算に関する明細書

事 年	業 度	・ ・	・ ・	法人名	
--------	--------	--------	--------	-----	--

別表六(二)付表二 令六・四・一以後終了事業年度分

I 国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額の計算に関する明細書

国 外 事 業 所 等 の 名 称 等	名 称 1		国外事業所等帰属資本相当額 (別表六(二)付表三「9」、「14」、「 24」、「34」、「38」、「44」又は「54」)	10		
	国 名 又 は 地 域 名 2		国 外 事 業 所 等 に 係 る 資 産 の 帳 簿 価 額 の 平 均 残 高	11		
	所 在 地 3					
	主 たる 事 業 4		国 外 事 業 所 等 に 係 る 負 債 の 帳 簿 価 額 の 平 均 残 高	12		
負 債 の 利 子 の 額	国外事業所等を通じて行う 事業に係る負債の利子の額		国 外 事 業 所 等 に 係 る 自 己 資 本 の 額	13		
	(5)のうち国外事業所等から本店 等に対する内部支払利子の額					国 外 事 業 所 等 に 係 る 自 己 資 本 の 額 (11) - (12) (マイナスの場合は0)
	(5)のうち本店配賦経費に 含まれる負債の利子の額		損 金 不 算 入 額	14		
	(5)のうち銀行等の資本に係る 負債の利子の損金算入額 (20)					国 外 事 業 所 等 に 帰 せ ら れ る 有 利 子 負 債 そ の 他 資 金 の 調 達 に 係 る 負 債 の 帳 簿 価 額 の 平 均 残 高
	計 (5) - (8)	9				((10) - (13)) と (14) の う ち 少 な い 金 額 (マイナスの場合は0)
			損 金 不 算 入 額 (9) × $\frac{(15)}{(14)}$	16		

II 銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入額の計算に関する明細書

規 制 上 の 自 己 資 本 の 額 (別表六(二)付表三「35」)	17		国 外 事 業 所 等 帰 属 資 本 相 当 額 (10)	19	
(17)に係る負債につき銀行等が 支払う負債の利子の額	18		損 金 算 入 額 (18) × $\frac{(19)}{(17)}$	20	